

# 情報公開規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人愛知県スキー連盟（以下「当法人」という。）が、定款第58条（情報公開）の規定に基づき、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、当法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

## (法人の責務)

第2条 当法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

## (利用者の責務)

第3条 情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

## (情報公開の方法)

第4条 当法人は、情報公開の対象に応じ、公告及び書類の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

## (書類の事務所備え置き)

第5条 当法人は、法令の規定に従い書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧又はその一部を謄写させるものとする。

2 当法人の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所とする。

## (改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

## 附 則

この規程は平成30年4月19日より施行する。